

平成 29 年度 第 1 回高知市子ども・子育て支援会議

開催日時：平成 29 年 8 月 22 日（火）18 時 30 分～20 時 20 分

会場：たかじょう庁舎 6 階会議室

欠席委員：宮地委員

公開区分：公開

（子育て給付課 中屋課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成29年度の第1回「高知市子ども・子育て支援会議」を開催いたします。

私は、こども未来部子育て給付課長の中屋でございます。議事に入りますまで司会進行を務めさせていただきます。

本日の会議では、「高知市における量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の見直し」につきましてご報告をさせていただき、ご議論いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、本日は宮地委員が都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、開会にあたりまして、こども未来部長 山川より皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

（こども未来部 山川部長）

皆さん、こんばんは。

本日は、仕事終わりの忙しい時にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

皆様にご協議いただきまして作りました子ども・子育て支援事業計画は、本年が5年間の中間年ということになりますが、本日のこの会議では中間年における見直しというところで、ご意見いただくようにしております。

この間、高知市の子育て支援の色々な、様々な事業を取り込んだところで、かなり充実してきたねという声を聞いて、心の中で「うんうん」と思っているんですけども、実際、この施設的なものでいきますと、今年の春から病後児保育の施設がひとつ増えました。これは、計画の中で1施設増やすということで取り組んで参りましたが、3年目の中間年の時に宮前保育園で併設というかたちで病後児保育の事業をスタートすることができました。あわせて、今年の春には、地域子育て支援拠点事業の地域子育て支援センターが大津保育園に併設というかたちで、ひとつ増やすことができました。計画の期間内で、子育て支援センターのほうは、まだもう1施設、目標の中にありますけれども、こども未来部、皆で力を合わせて、より前向きに進んでいきたいと思っております。どうか、皆さんのお力をいただきまして色んなご意見を聞かせていただいて、本計画の残り2年半、進んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

また、本日は内容がかなり細かい数字の説明になっていくかと思えますけれども、忌憚のないご意見をお聞かせいただきますよう、どうかよろしく願いいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

続きまして、高知市子ども・子育て支援会議の委員につきましては、平成29年8月1日から新たな任期となっております。皆様のお手元には、あらかじめ委嘱書をお配りさせていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、委員の任期は、平成31年7月31日までとなっております。

それでは、委員の交代がございましたので、簡単にご紹介させていただきます。

大黒哲也さんの後任としまして、高知県保育士会から桑尾美由紀さんに委員をお願いすることになりました。桑尾委員様、一言お願いいたします。

(桑尾委員)

こんばんは。高知県保育士会で副会長をしております。今回から会議に参加させていただきますので、よろしく願いいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

ありがとうございました。

次に、近藤亮樹さんの後任としまして、高知市小中特別支援学校長会から中田正康さんに委員をお願いすることになりました。中田委員様、一言お願いいたします。

(中田委員)

中田といたします。

小中学校長会の副会長をしております。学校のほうは小高坂小学校に勤務をしております。私は、学校現場という立場におりますので、学校現場の視点から参加をさせていただきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

ありがとうございました。

次に、徳弘朋子さんの後任としまして、高知市民生委員児童委員協議会連合会から中屋優子さんに委員をお願いすることになりました。中屋委員様、一言お願いいたします。

(中屋委員)

皆さん、こんばんは。徳弘さんの代わりに後任として中屋が入りましたけれども、19年目の主任児童委員でございます。子ども達に日々関わっているのは事実でございますが、こういった会で私の意見がどれだけ反映されるのかよくわかりませんが、皆さんと

一緒に頑張っていきたいと思います。よろしく願いいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

ありがとうございました。

次に、筒井敬士さんの後任としまして、高知県経営者協会から芝一純さんに委員をお願いすることになりました。芝さんにつきましては、平成 29 年 4 月から委員をお願いしております。芝さん、一言お願いいたします。

(芝委員)

高知県経営者協会の芝と申します。こんばんは。

私のほうは、経営者の立場ということで、子どもさんが、奥さんとかですね、働いているご主人が、企業で働きやすい施策ですね、そこらの導入に向けて準備ができるようにしていければと思っています。また、私の方も孫が 3 人おりまして、そっちのほうも子育ての応援も大変ですので、そちらの立場からも意見のほうを言わせていただければと思っています。今日はよろしく願いいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

ありがとうございました。

新しく委員となられました 4 名の方々と、引き続き委員をお願いすることになりました有田会長、神家副会長をはじめとする委員の皆様には、本市における子ども・子育て支援の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

次に、お配りさせていただきました資料のご確認をお願いいたします。資料一覧をご覧ください。

お手元にお配りさせていただきました資料は会次第、委員名簿、座席表、議事(1) 関連。資料 1-1 子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて。資料 1-2 市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方。資料 1-3 高知市における量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の見直し。資料 1-4 高知市における量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の見直しへのご意見等に対する回答。そして、参考資料としまして、高知市子ども・子育て支援事業計画 数値目標、現在の数値目標でございます。以上でございます。

お手元の資料に不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議事に入ります前に会議の開催にあたりましてお願いがございます。本会議は、情報公開対象となりますので議事録を作成いたします。ご発言の際はお名前をおっしゃっていただきまして、その後にご発言をお願いいたします。

それでは、議事に移ります。ここからは、有田会長に進行をお願いしたいと思います。有田会長、よろしく願いいたします。

高知市における量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の見直しについて

(有田会長)

それでは、会次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

議事(1) 高知市における量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の見直しについて、まず、中間年の見直しに関する説明。それから、教育・保育の内容につきまして事務局のほうから説明のほうをお願いいたします。

(子育て給付課 井本課長補佐係長事務取扱)

教育・保育の説明に入る前に、子ども・子育て支援事業計画に関する中間年の見直しについて概略を説明させていただきます。

子ども・子育て支援事業については、平成26年内閣府告示の基本指針で「子ども・子育て支援法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、当該認定区分にかかる量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行なうため、計画の見直しが必要になる」とされております。

平成29年1月27日に内閣府から、市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方(作業の手引き)が出されたことについては、本年2月開催の高知市子ども・子育て支援会議でご説明させていただきまして、本市事業計画の中間年の見直しを行っていくことをご報告させていただきました。

資料1-2がございしますが、こちらは、平成29年6月2日公表の子育て安心プランを踏まえ、平成29年6月29日付けで、先ほど、ご紹介しました手引きが改訂をされたものを資料1-2として付けさせていただきます。

手引きの内容につきましては、資料1-1でご説明をさせていただきます。

資料1-1のほうをお願いします。まず、1の(1)保育・教育の量の見込みにつきまして、こちらは2月の会議の時にも説明をさせていただいた内容と重複しますが、平成28年4月1日時点の支給認定区分ごとの子どもの実績値が、市町村計画における量の見込みよりも10%以上の乖離がある場合は、原則として見直しが必要とされています。また、10%以上の乖離がない場合についても、既に市町村計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合は、大きく乖離している場合に準じて、見直しを行うとされており、表のとおり該当しております。

次に(2)保育・教育の量の見込みの計算式が手引きで示されています。こちらの内容につきましては、後ほど教育・保育のところで所管課のほうから詳しく説明があると思います。

次に、(3)の地域子ども・子育て支援事業については、手引きでは、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても見直しを行うとされています。

以上、手引きで示された考え方をもとに検討をした結果、2の見直しを行なう事業等のおり、教育・保育を始め、地域子ども・子育て支援事業の4事業について実績との乖離があることから、平成30年度、31年度の量の見込み及び量の見込みに対する確保方策の見直しを行なうこととし、見直し案を作成しております。

7月下旬に見直し案を前任の委員の皆様にご送付させていただきまして、事前にご意見等をいただきました。お手元にある資料1-4をご覧ください。こちらは、いただきましたご意見等に対する回答をまとめたものです。なお、放課後児童健全育成事業につきましては、いただきましたご意見をふまえた見直し案の修正を行っておりますので、後ほど所管課のほうから説明をさせていただきます。

最後に、右上に参考資料という資料がございますが、そちらの資料につきましては、今回、見直しを行なう5つの事業の現在の数値を載せておりますので、見直し案との比較に活用していただければと思います。

本日の会議では、見直し案について委員の皆様のご意見等を頂戴し、ご審議いただきたいと考えております。

それでは、教育・保育の見直し案から順次説明をさせていただきます。

(保育幼稚園課 秋田係長)

教育・保育の説明をさせていただきます。

資料1-3の1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページまでが教育・保育の量の見込みに対する資料になっております。

当初、量の見込みは、新制度、第一番に作成されたものであったということで、新制度への移行が未定であった幼稚園の認定こども園への移行。また、地域型保育事業施設の増加、保護者の保育ニーズの変化等によって、当初の計画と現状の乖離が生じております。

新制度が開始されて2年経過したことで、一定、新制度への移行とか新規施設の増加が落ち着いてきた中で、今回、量の見込みの見直し案を作成しています。

量の見込みの今回の見直し方法につきましては、示されています見直しのための作業の手引きにより行っています。具体的なものは手引きによりますと、中間年における量の見直しの量の見込みというものは、資料1-3の4ページに記載していますとおり、量の見込み＝「推計児童数」×「支給認定割合」で算出することとなっています。

そこで、まず4ページをご覧くださいますと、推計児童数については、直近10年の出生数が前年度比で平均98.73%であることから、その右にあります表のとおり、出生数から平成31年度までの推計児童数を算出しています。

次に、支給認定割合の算出ですが、同じく4ページにありますとおり、平成29年3月31日時点の直近の実績値を平成29年1月1日時点の就学前児童数で割ることによって、認定区分ごとの支給認定割合を算出しています。この算出した支給認定割合及び推計児童数から、次の5ページのとおり、支給認定区分ごと、また、地域ごとの量の見込みも算

出しております、これが今回の見直しの数字となっております。上が平成 30 年度の見込みで下が平成 31 年度の見込みとなっております。

この数字によりますと、平成 30 年度では、東部地区、西部地区におきまして、0 歳の供給不足が見込まれておりますが、施設整備にともなう定員の増加、また、人口減少により、平成 31 年度には供給が充足される見込みとなっております。

今後、市内全域におきまして供給量として充足される見込みとはなりますが、保育の質の確保、保育士の確保や保育の需要と供給のミスマッチの問題等があることから、より一層保護者ニーズの動向を重視しながら、平成 31 年度の待機児童の解消を目指してまいりたいと考えております。

説明は以上になります。

(有田会長)

事務局のほうから、今、量の見込みに対する説明、確保方策の説明、ありましたけれども、何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

(神家委員)

7月にこの資料をいただいて見させていただいたんですが、どのように見ていくのか、なかなかちょっとよくわからなくて苦労しながら見たんですが。それで、5ページに出されている30年度の表は、この推計児童数が31年の1月1日の数字をあてはめているんですね。

(保育幼稚園課 秋田係長)

はい。

(神家委員)

そのところがちょっとわからなかったんですが、4ページの表については、これは、29年3月31日の時点の数字。これは、上の29年1月1日の数字がここにはめられていますよね。

(保育幼稚園課 秋田係長)

そうです。はい。

(神家委員)

そうすると、ここが、これは何年度の表になるんですか。

(保育幼稚園課 秋田係長)

4 ページにあります、この下の表につきましては、28 年度の数字になっております。

(神家委員)

28 年度なんですね。そこが私、ちょっと解釈ができていなくて、一列ずれてしまって。ここに28年度と書いてもらっておけば、次の30年度のもので間違いなく読めたんですが、これが29年度のものとかばかり私は理解して、なぜ、28年度のが出ているのか。今年29年度だから29年度であろうといったものですから、その分が理解できなくて。

これが28年度のであれば、理解できます。

(有田会長)

本当に数字のところがよくわからなかったそうですけれども、何かご質問とかないですか。

(井上委員)

本当に数字の読み方が難しくてわかり難かったところですけど。

最初の数が出されていますけれども、なかなか育休明けにすぐ保育園に入れないと、受け入れがなかなか難しいということが、働きながら子育てをする方の中からご意見があがっています。実際に数を上げて、保育士さんの確保とかがなかなか難しく、すぐに、じゃあ、人数どおりに預かれるのかということ、そうでもない場合もあるんですかね。

現在の待機児童の状況とかをお知らせいただけたらと思います。

(有田会長)

数字だけだと本当にわかりませんが、現実はどういう状況でこうあるかということがあると、もう少し分かりよいかと思うので、今、井上委員からの質問につきまして事務局のほうから何かお答えいただけますか。

(こども未来部 山崎副部長)

今年度の待機児童についてということで、まず、今年度の待機児童数ですが、4月1日付けで73人ということになっております。去年の4月1日に42人ですので、すごく増えたということになっております。この増えた理由としましては、国による待機児童の定義の見直しというものがあまして、それが今年の4月から適用されている。

この定義の見直しの内容なんですけど、今まで国の待機児童対策がなかなか進まなかったということが、潜在的な待機児童を除外していた。そういう反省に立ちまして、国のほうが、今まで育休明けで入れなかったニーズであるとか休職中の方、そこも捉えるようになりまして、高知市としましては休職中の方で、2年以上職に就かれていなかった方を待機児童の定義から除外していたというものをそれも入れるようにしましたので、待機児童が

増加したようなかたちになっています。

今回の目標値といいますか数値ですが、支給認定の割合、割合というか直近の実績値を3月末ということで、いわゆるマックスに入っている時の状態をとりまして、それによって算出をしておりますので、一定、施設の面積であるとか保育士さんであるとか、そういったキャパもできるだけ活用した状態での数値ということにしております。以上です。

(井上委員)

ありがとうございます。

保育園の場合とかは、4月からどんだん育休が明けて始まる方とかもいて、待機児童って逆に増えていくような気がしなくもないんですが、ここの状況とかはどうですか。

(こども未来部 山崎副部長)

おっしゃるとおり、統計としましては、10月と1月にとっております。例えば28年度、去年度なんですけど、4月が42人というものが10月になりますと119人。1月1日では183人ということで、年度後半に向かって主に育休明けの方のご利用であるとか、0歳、1歳が非常に多いと思いますが、その待機児童数が伸びている状態というのがあります。

(井上委員)

ということは、なかなか育休明けにすぐ復帰というのは難しい状況というのは、やはり続いている感じですね。1年6ヶ月の間、6ヶ月延長ができるようにはなっていますけれども、6ヶ月延長しても次の4月までなかなか入れないという状況が続いていると思いますので、こればかりは2年にしたほうがという話も色々出ているところもあると思うんですが、働きながら子育てをしていく環境を、私達は働く側としては思いがあるので、なかなか難しいと思うんですけども、何とか努力をいただけたらと思うところでありませう。ありがとうございます。

(有田会長)

実際にこの数字でカバーができていく現実はあるんですか。

(こども未来部 山崎副部長)

そうですね。この待機児童というのが、例えば今年の4月の73人という待機児童数が出ていますけど、保育所だけでとってみても定員から入所児童数を引いてみますと658人、空きがある状態ですね、4月は。やはり、地域的な保育ニーズの偏在、そういうものがありまして。特に今で言うと、北部ですね、津波の浸水とかの影響とかもあるかもしれませんけど、北部地域のほうに非常に需要が高くなっています。北部、西部です。

そういったこともありまして、施設のほうが移動するわけにはなかなかいかないということもありまして、空いているところもあるけど待機児童も出ていると、そういう状態になっていることが言えると思います。

(伊野部委員)

待機児童の定義をお伺いしようと思ったら、お答えいただいたのでわかりました。

それと、この待機児童の問題を考える場合に、ご承知のとおり、もちろん出生率が下がっているという、この現実には当然ありますけど、もうひとつ、女性の就業率というのを、これとバランスを考えていかないと、この平成28年度の実績を見せてもらったなら、特に2号認定なんか乖離が激しくなってきたというのがある、そうだと思うんですが、そのへん、資料2のほうで見させてもらったなら、国のほうは平成34年末までに女性就業率の80%ということを書かれていますけど、高知市の場合には、多分ほかの都市よりも高い、もともと高い率があると思うんですが、そのへん、今回の計画にどのように反映されているのか。この色々の係数を掛けてやるのか、わかったようでわからないような式なんですけど、それより女性の就業率をどれくらい見るのかというのが、大きな乖離をなくすひとつの大きな方策だと思うんですが、ここらへんの見方が非常にどうとらえられるかによって違ってくるということが考えられますけど、そのへんのお考えをおうかがいしたいんですが。

(こども未来部 山崎副部長)

女性の就業率、国の方が子育て安心プランという新しい待機児童対策、これを5月末に出しまして、その中で新たなプランによりまして5年間で女性就業率80%、M字カーブの解消というのを掲げています。

直接リンクはしていませんけど、その時によく出される数字、前の待機児童を書く欄でも出ていた数字が、1～2歳児の保育利用率というのがあります。国の目標値が、平成28年度で41.1%というものでしたが、高知市の場合には平成20年で47.6%ということで、国の目標値をはるかに上回っている状態で、平成28年は68.6%ということで国より20ポイント以上高い状態です。

これ、おそらく、1～2歳の保育の利用率が高いということは、もちろん、保育業界さんの保育士の確保の努力であるとか、そういったことによつての受入の実績ということになりますので、そういう状態が常に女性の就業率の高さに対して受入枠を増やしてきたという実績がありまして、今回の数値は、この実績値というものをもとにしていますので、一定は反映をしておると。

30年、31年の2ヶ年分の見直しということで、国の見直しの指針、手引きに従って今回進めさせていただいて、また新たな事業計画というものをおそらく32年度からの5年計画というものを作らないといけなくなってくると思いますので、そういったところで、また目標値として女性の就業率をどのように扱うかというのを議論を深めていきたいという

ふう思っております。

(伊野部委員)

非常に難しい問題なんですけど、経済情勢にも大きく左右されるし、やはり、女性の立場から見れば、家計を助ける意味からも保育園に入れたらもっと働くという、その循環なので、なかなか待機児童、31年とか32年に解消するといっても実際はなかなか、入れたらなったら、また働こう、働こうとしたら、また入れないからという、その繰り返しになっていくと思うので、子どもの数が減ってくる、ある段階で、それは、ちょうど飽和状態になるかもしれませんが、高知市の場合を考えたら、まだちょっと先が、もうちょっとかかるんじゃないかなという感じがしていますので、次のまた見直しの時には、しっかりと議論の材料をかまえていただけたらと思います。以上です。

(有田会長)

視点が少し違うかもわかりませんが、確かに女性が持っているスキルを社会の中で発揮したいということ、経済的な状況で働かなければならないということもあると思いますけれども、子どもの立場、子どもの発達を考えた場合に、今、子ども達が本当に幼児期らしい、乳幼児期らしい生活がきちんと保障されて、しかも保護者が親として育てていくだけのものがあるかどうかといった時に、親が責任をもって育てていくという、そういうところを育てていく時に、本当に保育現場で預かることも、もちろん、とても大事なことですけど、もう一方では、実際に別の方向でそういう、例えば手当て、子どもに与える手当てであったりとか、それから、事業者のほうでいえば働き方のことについて、働き方の改善のこともずっと言われていながら、結局そのところがうまく十分に機能していないがために、病気になるとすぐにお迎えに行かなきゃならない。そうすると、働いている方達が安心して仕事ができる状態かといえ、そのところはないので、ただ、子ども達を預かる部分だけを増やしていくことが、本当に子どもの育ちにとって望ましいかどうかということも考えていかないと、早いうちから子どもを預ければ、きちんと専門的な知識や技術を持っている保育士が見てくれるんだというところで手放してしまうことが、本当にこれから先の育ちを見た場合に、親が親として育てていく、そういう土壌ができていけるかどうかということも、ひとつには視点になろうかと思っておりますので、そのあたりも高知市の中で考えていくことが必要ではないかということ、私自身は子どもの声を反映してみたいと思っているところがありますので、一言意見として出させていただきます。

(中田委員)

本当にわからないことばかりなので何を聞いていいかわからないんですが。

待機児童が地域によって偏在しているというか、ある地域では余裕があるけど、ある地域では足りないという部分なんですけど。

言ったら、収容人員にも空きがないから入れないのか、それとも、例えば保育士の方が不足しているから、キャパはあるんだけども収容人員に対する人が確保できないから入れないのか、非常に偏在している状況というのは常にできてくるとは思うんですけども、均等には、なかなかいかないとは思いますが、そこにニーズがあるんだったら、そこをカバーできる何か方策といいますか、そこらへんのお考えはどうかかなというところ。ちょっと最初の質問でキャパの問題なのか人員の問題なのか、偏在していることに対する手立てはどうかかというところをお聞きをしたいなと思います。

子どもを見てもらえる、見てもらえないというところで先ほどお話もあつたんですけども、その方の人生設計というか経済面の問題もありますし、少なからず影響を与える。復帰をしたいけれども復帰できないという中で、将来設計を考えていたものを多少変更していかないといけないというようなことが現実には、やはり、あると思いますので、すみませんが、ちょっとそのへんを教えてください。

(有田会長)

そのあたりの高知市の状況を是非、具体的に説明をお願いいたします。

(こども未来部 山崎副部長)

4月1日の待機児童に関しましては、ほとんどが、施設がもういっぱいというところですね。保育職員が確かに不足はしておりますが、やはり、年度途中の0歳とか、0歳が3対1、1～2歳が6対1ですので、子どもに対する先生方の非率が高いですので、年度途中からそういう状態がおこってきますが、4月に関しては、もうほとんどが施設のキャパいっぱいになっている状態があるかと思えます。

これに対しましては、国の子育て安心プランという中にいくつも施策が入っておりまして、そういったものを活用しまして、何とか受け皿を準備したいというふうには考えておりますが、既存の定員、例えば保育所の定員を広げるとかというのは、一定改築の整備というものが耐震化のこともありまして、ほとんどの施設で収束をしてきたということもあって、新たになかなか、もう、直すという状態ではない。その時も十分に低年齢児を中心にした定員の増加というのは図ってきているんですが、それを超える勢いで増えている地区があるというような状況です。

対応としては、例えば幼稚園が認定こども園になることによりまして、3号認定のお子さんの受入枠が出来るとか、あるいは、今、小規模保育事業というものもありまして、3歳未満児の19人以下の施設、こういったものもいくつかできております。そういったものを例えば、待機児童の発生している地域とかに重点的にお願いをしていくということができれば、ひとつの対策になろうかというふうにも考えています。以上です。

(中田委員)

施設の増設とかということもあるんですが、例えば、児童クラブなんかも、やはり、人数の待機を解消していくために増設をしたりというようなこともやっていると思いますので、是非、そこらへんのニーズに合わせた対応というところが重要かと思います。また、ご検討いただけたらと思います。

(有田会長)

ほかに、ご意見、ご質問はないでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ありませんので、次は、地域子ども・子育て支援事業で量の見直しを行う、事業ごとに報告をよろしくお願いします。

(子ども育成課 山中係長)

私のほうからは、地域子ども・子育て支援事業の放課後児童健全育成事業の見直しについてご説明させていただきます。

地域子ども・子育て支援事業のページでいきますと1ページ目から3ページ目が放課後児童健全育成事業になります。

まず、計画策定時の取り組みの考え方としましては、放課後児童クラブの特性でもあるんですけれども、学年が進むにつれて利用率が減少していくなどの利用実態を推計するために、平成24年度から26年度における学年ごとの利用実態、入会率を基礎として学校児童数推計などにこれに乗じて、市全体の量の見込みと算定しておりました。

また、その内、高学年の児童数についてですけれども、計画策定時では高知市としては受け入れをしておりませんでしたので、平成25年10月現在の3年生の利用者に対して、本市独自で利用の意向調査を実施いたしました。そのうえで高学年の学年ごとの推計利用率を算出するなどして量の見込みを見込んでおりました。

今回の見直しの考え方についてですけれども、計画策定時の見込みと実績が大きく乖離をしてまいりましたので、放課後児童クラブの入会についてですけれども、毎年、1月に次年度の入会申込みの受付を行っております。入会申込み受付期間内に受け付けた低学年では、待機児童を出さないということを目指しまして、2月から3月において受け皿となる施設の整備を実施し、児童の受入をしております。

このため、平成27年度から29年度の入会申込状況を踏まえ、平成29年度につきましては、需要量の実績としてこれを修正しまして、平成30年度、31年度の量の見込みについては推計を行ない、計画数値の見直しを行っております。

平成30年度、31年度の量の見込みの推計方法につきましては、利用実態を勘案した小学校ごとの推計入会率を基礎として、学校児童数推計にこれに乗じまして下の表を作っており、市全体の量の見込みと推計をしております。

下の表につきましては、高知市内の41の小学校につきまして、平成29年度5月の児童

数，その右のほう为学校児童数推計ですけれども，それに各学校ごとの利用率を掛けまして平成 30 年度，31 年度の量の見込みとしております。

続いて，2 ページ目についてですけれども，2 ページ目につきましては，30 年度，31 年度でそれぞれ低学年，高学年について内訳を記載しております。計算の方法としましては，低学年，高学年の区分については，平成 29 年度の需要量の実績割合を学校区ごとに算出し，それぞれの各年度にその率を按分で掛けまして，低学年，高学年の人数としております。平成 30 年度でいきますと市全体で 4,265 人，内，低学年が 3,698 人，高学年が 567 人。平成 31 年でいきますと 4,207 人，内，低学年が 3,648 人，高学年が 559 人という推計になっております。

続きまして 3 ページになりますが，この量の見込みと提供体制の確保の内容につきましては，先ほどご説明させていただきました平成 30 年度，31 年度の量の見込みについて実際の確保の方法としましては，下の四角の囲みの中に 5 点ほど「○」で書いております。平成 27 年度～29 年度実績を基礎として，今回，量の見込みの推計を行なうとともに，供給体制の数量について見直しを実施しております。各年度の供給量につきましては，待機児童を発生させない対応をしていくため，低学年，高学年を問わず各年度の量の見込みをとらえるようにしております。

また，平成 31 年度に確保すべき児童クラブ数についてですけれども，基準条例というものがございまして，児童クラブの定員を概ね 40 名，定員 44 人とした場合，平成 29 年度に開設している公設児童クラブ，85 クラブに加え，全学年を対象で公設と同等の規模で単純計算した場合は，およそ 40 クラブほどクラブ数が必要というふうに見込まれております。

また，先ほど，幼稚園，保育園のところでもございましたが，校区ごとでの入会申込みの状況について偏在も見受けられることから，供給体制の確保については，その動向を十分に注視していくということにしております。

また，平成 31 年度に見込まれる児童数に対しては，小学校の余裕教室や児童クラブの専用棟の建設と併せて民間児童クラブの開設も含め供給体制を確保することとしております。以上が，放課後児童健全育成事業の見直しのご説明になります。

(有田会長)

先ほどのご説明につきまして，何かご質問，ご意見ございませんでしょうか。

(井上委員)

放課後児童クラブについては，保育園と違い，逆に月が進んでいく，年度末に向かうにつれて利用者が減っていくのが特徴的だと思いますが，今年度でも昨年度でもかまいませんけれども，4 月の時点とか年度末の時点の変化というか，そこのあたりをちょっと教えていただければと。

(子ども育成課 谷脇課長)

入会のタイプの状況ですが、確かに放課後児童クラブの場合は、大体、夏休みまでがピークになります。その後、段々減っていくというかたちです。ちょっと今年の1月の申込みを受け付けた段階での待機の人数というのが61ありました。これは、高学年ということになります。4年生からになります。

その61というのが、ずっと継続して、入会申込みについては受付はいたしております。5月1日の時点では、待機が89ということになります。徐々に退会があったり、退会があれば、順次、また待機の方達が入っていくというかたちで、夏休みぐらゐまでがピークといますかその後徐々に減っていくというのが、大体の放課後児童クラブの流れになります。

(井上委員)

そしたら、5月の時点で増えているということですね。夏休みが終わってから減っていくと思うんですけども、長い休みが終わったら、そのあとで待機児童というのは解消されていっているんですか、去年度とか。

(子ども育成課 谷脇課長)

はい。夏休みを過ぎれば、逆に退会の数のほうが入会申し込みよりも増えてくるといったことで徐々に解消されてくるといった状況です。

(有田会長)

よく、保護者の方は、放課後児童クラブがあるのでとても安心して仕事ができると言われるんですけども、この減っていく理由というのは何で減っていくんですか。

(子ども育成課 谷脇課長)

すみません。多分、保護者の方にとっては、これ、実際に直接お伺いをしたことがないんですが、こういうふうな数字の動きをするということは、やはり夏休みというのがどういふふうにご家庭で過ごすというところで、一番の不安に思われているところではないのかなというところが推測をされます。特に1年生とかで言いますと、長い夏休み、初めての夏休みというところで、それをおひとりで家で過ごすというのは、やはり不安だと思いますので、そういったところが、やはり一番大きな原因じゃないかなと思います。

(有田会長)

利用する子どもの数が減っていくという、その減っていく理由というのはどういうところにありますか。

(子ども育成課 谷脇課長)

夏休みを過ぎれば、普段の校時といいますか、学校の生活があって、その後、放課後はどう過ごすかというふうなところ、時間的には大分短い時間になってきますので、そのあたりである程度お家で過ごすことができるとかいうふうなことじゃないかなと思います。

(有田会長)

そここのところの実態をきちんと把握をして、子ども達が本当に放課後児童クラブという空間が安心できる、あるいは、自分達がここにいると落ち着いた生活ができるんだというふうに感じているのかどうかというところが、とても大きな視点だったんじゃないかと思うんです。

本当に色んなものがたくさん、今、社会の状況があって、保護者は小学生になれば、ある程度任せられるということはあるかと思いますが、自分の家の近くなんかにも大きなショッピングモールがあるんですけども、そこなんかで子ども達の姿を見た時に、「今日の夕飯、どこで食べる？イオンにする？コンビニ？」とかいう話なんかを聞いていると、本当に子ども達が一番健全な場所で過ごせるところというのは、やはり放課後児童クラブじゃないかと思うんですけど、そこに行かなくなるというところなんかの状況を、やはりきちんと把握をしたうえで考えていかないと、子ども達の健全な発達を保障するというところの部分も難しくなると思いますので、そのあたりを数字だけじゃなくて具体的にどういう状況があって減ってきているのか。

私も今、子育て支援員の研修会に参加させてもらっていて、そこにも放課後児童クラブの方、たくさんいらっしゃって、色んな課題があるように思われます。その中で解決し難い問題なんかもあるようにお聞きすると、やはり、そこでのきちんとした対策なんかをうっていかないと、放課後児童クラブが本当に子ども達にとって安心して、お母さん達、お父さん達が帰って来るまで過ごせる場というふうな内容になっているかどうかというところも、これから必要ではないかと思えるところですので、そのあたりも是非、調査なんかもお願ひしたいと思っている意見です。

ほかにございませんか。

(中田委員)

小高坂小学校の放課後児童クラブなんですけれども、支援員さん、それと、子ども達が通っているということで、小高坂小学校については支援員さんと学校が連絡をとりながらできていると思いますし、支援員さんというか指導員さん、よくやっていただいているなというのを思って。

低学年が多いんですけど、子ども達がそこに通っているんで、ある一定の規則正しい生活が夏休みの間もできているかなということで、ある面、学校側としては、そこで毎日子ども達に会えるので、その面は安心しているんですが、一方、そこに通っていない子ども

達の生活がどうなのかなというところは、なかなか情報が入り難いというようなこともあったりして、お世話になっているなというところは思うんです。

ちょっと質問なんですけど、放課後児童クラブが学校施設内に設置をされている、小高坂小学校もそうです。生涯学習室のほうに2教室、設置をされているんですけども、全体の傾向としては、学校外の、校舎外のところに設置をされている場合が多いかと思うんですけれど、学校の外に設置をされているというのは、直接、この量の見込みとは関係ないかもしれませんが、どれくらいの学校があるのかなというのをお聞きしたいです。

(子ども育成課 谷脇課長)

基本的には学校の施設内に放課後児童クラブを設置をさせていただいています。校舎の中に余裕教室といいますか、校舎の中に設置をしている部分。それから、児童クラブの専用棟ということでグラウンドの隅に建設をさせていただいてやっている部分と、ふた通りあります。

大体ですね、半分ぐらいなんですけど、専用棟のほうが若干多いぐらいです。学校の校舎の中の余裕教室を借用させていただいて開設している分が若干少ないぐらいになります。それは、各学校ごとの施設の状況とか教室で使っているところとか、その内容によって若干変わってくるかと思います。

(有田会長)

基本的には敷地内に全部あるということですか。

(子ども育成課 谷脇課長)

基本的に、高知市の児童クラブというのは、学校の施設の中で開設をさせていただきますが、一部、春野地区については、もともと合併前に春野南ヶ丘に児童クラブが開設されておりまして、その部分は若干ひとつだけ違うんですけれども、基本的には学校施設内に開設をさせていただいています。

(中田委員)

ちょっと自分が思っていたのとは違っていた感じのお答え。そうしたら、校舎、空き教室を利用しているのと半々くらい。学校の敷地内というのがほとんどということで。何で聞かせていただいたかという、色々ですね、最近、学校の校舎の中に、例えば防災の色んなものをためこんでいかないといけないということがあったりして、はっきり言って満杯状態になっていまして、地域のほうからは、もっと防災のものが欲しい、入れていただきたいというような要求もあるし、一方では、教室は子どものためということで利用していかないといけないという、そういうちょっと板ばさみ状態に、今、なりつつあって、それだからといって、児童クラブのところを空けてくださいというふうにも、なかなかいけ

ない状況もあったりですね。

また、そこらへんの個別の学校の聞き取りとか現状把握は進めていただけたらいいかなというのも思ったりしました。どうもすみません。突然聞きまして、ありがとうございます。

(有田会長)

放課後児童クラブのほうの充実もどうかよろしくお願いします。

(伊野部委員)

今、中田委員がお伺いした点にも関連してくると思うんですが、今後、この書いているのを見ると40クラブ程度必要であると。それから、地域の偏在があるということで、31年度からは民間の児童クラブも活用するというを書かれています。本当に大丈夫ですか。できますか。

(子ども育成課 谷脇課長)

今のところですね、この単純な計算として40クラブほど、まだ追加が必要となってくる。これは基準条例の多くて40人というところを単純計算すると、こういうふうな計算になります。

ただ、どうしても、毎年毎年、入会申込みの状況とか、もちろん学校によって偏在があったりとか児童数も若干変わってまいりますので、今の単純計算でいうと、31年度という、40クラブほど必要ということになるんですが、そこは動向を見ていく必要はあるのかなと思います。

概ね40人の定員をできれば31年度までに何とかしたいという、こちらのほうでは思いはあるんですが、なかなか31年度までには概ね40というのも難しい学校というのもあるかと思います。これは施設の状況でありますとかというようなところでも制約がどうしても出てきますので、そのあたりを何とか児童クラブの数としては増やしていきたいという思いで、この数を出させていただいているというふうな状態です。

(伊野部委員)

これ、作成する段階から、山川部長もね、大変な問題だということで問題意識を持たれていて、ずっと私も注視しているんですが、本当に、できない数字をやるより、ある程度現実的な、ここで民間の児童クラブという言葉がポンと出ていますけど、実際は非常に難しいんじゃないかと。

それから、今、中田委員が言われたように、学校内の空き教室といっても、やはり、なかなか使いづらいという現状も言われました。そういった現状の中で、この条例というようなことを、40クラブ、それが理想でしょうけど、理想を掲げるのも大事だけど、現実的

にもうちょっとやっつけていかないと本当の計画にはなっていないんじゃないかなと、ちょっと懸念がしましたので、意見として言わせていただきます。

(芝委員)

初めてなのでちょっと教えてもらいたいところがあって質問させていただきます。

まず1ページ目で、量の見込みの算出の考え方というところで、計画策定時の考え方ということと、今回、見直しの考え方ということで記載いただいているんですけど、この量の算出について、まず、量の考え方なり数が、見込みと乖離が結構、10%以上あれば見直しをしていくということで最初言われたんですけど、その見込みの出し方が、あんまり実態と合っていないければ、スタート時点で早くも乖離が出てくるわけですね。その部分は、ちょっと私はわからないんですけど、前回の計画策定時の考え方で、どこか問題点があったのかなかったのか。

それとか、児童数が年度ごとに動いていきますので、その関係で乖離が出ていったのかとか、それと、児童の地域間の移動が見込みと違っておったとか、何かそういう理由なり課題があって、それを、ここを解消するためにこういう見直しをすとかいうのがないと、妙に、ただ、数字だけで、人数だけで言われてもですね、どこか改善、基準値の改善がされておるのかというのがちょっとわからないので、その点も教えていただけたらと思います。

(子ども未来部 山崎副部長)

計画策定時の量の見込みの算出の方法なんですけど、国のほうが一定に示してきておりまして、ニーズ調査というアンケート調査ですね。これを送りまして、そのうえ、できた答えを機械的に国が示したエクセルファイルに入れて自動的に出てくる数字というのが量の見込みに基本的にはなっています。

ただ、国の算定の計算式を入れたエクセルにしましても、国も試行錯誤しながら作っていましたので、その当時、1回試験で入れてみて、あんまりおかしい数字が出たら言ってくださいというような、そんな問いかけもあったので、今回の子ども・子育て支援新制度で初めてこの事業計画というのできるようになります。

その前は、次世代法の計画というのがありまして、そこにも一定そういうやり方はあったんですけど、ちょっと新しい制度によって、児童クラブに関しましても高学年の受け入れであるとか基準であるとか新たな考え方が出まして、それは平成26年当時に行いました量の見込みの算定の作業の段階では、制度が違う制度だったというところが大きなところだと思います。

この資料の1-2にありましたように、国のほうも乖離が出ることを前提に作業の仕方について手引きを出しているというようなことにもなっております。

(有田会長)

というように、子ども達をあずかる、実際、人間を預かっているところが、こうして数字だけで動いているところがあるので、まだまだこの新しい制度の中では実態に合わないところがたくさんあるかと思えますので、具体的に実態としてどういうふうな運営がされているとか、あるいは子ども達の過ごし方がどうなのかとか、場所の問題等々、総合的に進んでいる中で実際の検討をしていただかないと、数字だけ見ている、なかなか難しいだろうと思えますので、そういうところを是非、事務局の方達は、実態の、現場に出て行ってもらって現場の様子を把握していきながら、是非、改善のほうの見直しをお願いします。

(小野委員)

私は、追手前小学校のPTAをやっておりました経験の中から、ひとつ提案をさせていただきたいのです。

以前、まだ児童数が非常に少なかったので放課後児童クラブというものがなかった学校でした。その中で、子ども達が学校から帰った後の過ごし方について、やはり、家の中でゲームをしたりとか、非常にこのままでは、放っておいてはいけない。

なぜ、外へ出て遊べないのかというと、街中の学校だったものですから、ボール遊びもできないような公園しかない。外へ出て皆で集まって遊ぶということがなかったので、それであれば学校の校庭を開放していただくということで、そこで、自分達が子どもだった頃、公園で遊んでいたようなかたちを是非つくろうではないかというふうに立ち上がって、校庭を自由に使って遊ばせるという校庭開放という事業をしばらく続けた経験があります。

だから、視点を変えると、子ども達をそこで管理する、場所がないからできないということではなく、子ども達の育ち、それから、育成ということを考えた時に、校庭という非常に安全な場所があるのではないかというふうに考えていただければ、大人が管理をして育てていくのではなく、子ども達が自ら考えながら、怪我もしながら、異年齢で遊ぶということを通して育てて行くというふうな視点を持った事業のひとつとして考えてみてはどうだろうというふうに思います。

もちろん、スポーツ少年団とか校庭を使っている、なかなか難しい。それから、児童数が多いところで、そういうことも難しいかも知れませんが、そういった、子ども達にとっても親にとっても、それから健康に健全にということ、管理ももちろん必要でしょうけれども、過大な管理をせずに、そういう視点を持った事業というのも今後展開していただければ嬉しいなと思います。

はりまや橋小学校に校庭開放と放課後児童クラブと両方設置して並行してやりたいというふうに統廃合した時には伺っておりましたが、どうもこれを見ると、そちらのほうはどうなっているのかな。やはり、保護者のニーズであったり、子ども達が忙し過ぎて、そういうことには参加できないとか、何か色んなふうにかたちが変わっているのではないかな

と、思っ、て少し寂しい気もしておりますが、そういった方法もあるということもひとつ頭に
入れておいていただきたいなと思っ、ています。

(有田会長)

実現可能な数字と、それから、そういった中身のこ、とについてご検討をお願いいたしま
す。

他にご意見ござい、ませんか。

なければ、次の子育て短期支援事業(トワイライトステイ)につ、きまして事務局から説
明をお願いいたします。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

まず、ページのほうは4ページになります。今回は、子育て短期支援事業のうち、この
今回出ていますトワイライトステイ事業について、国の制度変更によりまして量の見込み
及び量の見込みに対する確保方策の見直しを行うものでござい、ます。

トワイライトステイ事業につ、きましては、保護者が仕事等の理由によって平日の夜間等
に不在となり児童の療育が困難となった場合に、子どもさんを施設等でおあずかりして食
事等の提供を行なう、そういった事業でござい、ます。

まず、量の見込みに関する考え方といたしましては、利用実態をもとに本市独自の方
法により算出をすることとしておりまして、過去3年間の実績、年間の延べ利用日数です
けれども、そちらの最大値を量の見込みとして人口の推移から算出した値を各年度にあて
はめております。

また、量の見込みに対する確保方策ですけれども、需要増にも対応できる供給体制が
一定確保できておりますことから、量の見込みと同数を供給量として設定をさせていただ
いております。私の方からは簡単ですが、説明は以上とさせていただきます。

(有田会長)

先ほどの説明につ、きまして、何かご質問、ご意見ござい、ませんか。

(齊藤委員)

これ、利用実績なんですけれども、右の3ヶ年の最高値というところを見ると、25年が
166人というところで、25年が166名、26、27年は0人なんですけれども、これは何かあ
るんでしょうか。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

26、27、それから、実際に、このあと28年と利用のほうは0ということになっており
ますが、25年度につ、きましては、看護学校のほうに通学をされています母子家庭のお母さん

が、夜間、その学校に通うということで子どもさんを預けられておまして166日というご利用がございました。その世帯だけでしたけれども、年間の利用延べ日数が166日だったというところで、そのお母さん、卒業しまして、その家庭の利用がなくなったので、26年度以降利用がなくなっているという状況です。

現在、母子生活支援施設ちぐさという百石町のほうにある施設でこの事業を実施しておりますけれども、実際、そこに子どもさんをどうやって連れて行くかというところなんかが課題になっていますので、なかなか利用がしづらいところがあるんじゃないだろうかと思っております。

また、高知市が実施しておりますファミリー・サポート・センター事業、ああいった部分では、結局、学校へ子どもさんを連れに行ってくれて、その預かってくれるお家で、お父さん、お母さんが帰ってくるまで子どもさんを預かってくれるとかというようなことが実際にできていますので、そちらのほうの事業なんかのほうを使い勝手がいいし、そちらのほうで実際のニーズのほうが消されていっているんじゃないかなというふうには想像しています。

ちょっと、実際にこの施設1箇所、そちらにどうやって連れて行くかという、そういった課題もありまして、ちょっと事業として使い辛いところがあるのかなというのが実際のところなんです。

(有田会長)

その事業について、13事業の中に入っていますけれども、この短期支援、トワイライトステイ事業なんていうのを知っている方がいるのでしょうか。

(子ども家庭支援センター 中城所長)

はい。一応、事業としましては、高知市のぱむという子育て支援の情報誌なんかでも載せていますし、それから、ホームページなんかでもPRはさせていただいているんですけども、今のところ実績はこういうかたちで、なかなか利用に結び付いていないという実態がございます。

(有田会長)

どうぞ、PRのほうもよろしくお願いします。

他にご意見、ご質問ございませんか。

なければ、次の妊婦健診について事務局のほうからお願いします。

(母子保健課 山本課長補佐)

まず、妊婦健診の量の見込みの見直しについて申し上げます。資料5ページのほうになっております。国の手引きには算出方法の記載がないため、本市独自の方法により算出い

たします。

量の見込みは算出内容にも書いてありますとおり、母子健康手帳は、妊娠届出書を提出した妊婦に対して交付するものであることから、母子健康手帳の交付数を妊婦健康診査の対象者数とすることが適当と考えられるため、平成 28 年度の母子健康手帳交付数を量の見込みといたします。

計画策定当初は、平成 24 年度の母子健康手帳交付数 2,987 で見込んでおりましたが、年々減少傾向にありますので、平成 28 年度の実績にあわせて見直したものです。

健診は、1 人あたり国の定める期間に受診しますと 1 人 14 回というふうになりますので、延べ 3 万 7,618 となりますけれども、それぞれの届出の時期などによりまして、現在は 1 人平均 11.4 回の受診回数となっておりますので、現在の状況のところ、3 万 1,451 というふうになっております。以上でございます。

(有田会長)

ただいまの説明で、ご質問、ご意見はございませんか。

(中西委員)

健診を意図的に拒否するお母さん達、県外では増えているんですが、高知市の場合はそういうのはありますか。

(母子保健課 山本課長補佐)

意図的に拒否をするという方よりも、私共の経験では、ちょっと何と言うかな、経済的な困難があつて、妊婦健診自体は、もちろん公費負担なんですけれども、健診の回数によりましては、ちょっと自己負担が発生する時もございますので、それが払えないから健診をとばすとかという方もおいでます。

それと、経済的な理由だけではなく、赤ちゃんと自分の健康ということについての意識が低く健診が途絶えがちというような方も中にはいらっしゃいます。

(中西委員)

妊婦健診と、赤ちゃんができた後の予防接種なんかも意図的にしないという方が、県外では問題になっているみたいですが、高知市ではそれはどうなのかなと思って。

(母子保健課 山本課長補佐)

数は多くはございませんけれども、高知市でもそういう事例があります。

健診は受けない主義とか予防接種は受けない主義とかいうことで、できるだけ受診していただくように、予防接種も受けていただくようにはお勧めしますけれども、そこには、何かご本人達の確固たる信念みたいなものをお持ちの方もおいでます。

(小笠原委員)

健診の件なんですけれども、健診を受けなければならないとか健診を受ける意義というのが分からずに受けられていない方という方への支援というのは、どうかたちになっていきますでしょうか。

(母子保健課 山本課長補佐)

健診の必要性をお感じになっていない方もいると先ほど説明いたしましたけれども、本当に個別支援をしながら、なぜ健診を受けなければならないかというようなことも説明しながら、中には、受診同行をさせていただいたりとか、医療機関と連携をとって受診の予定に行かなかったら連絡くださいとかいうことで、その時は家庭訪問をしてとかいうような個別の支援をしている場合もありますし、それから、また、妊娠届出を出していただいた時に一緒に受診券をお渡ししますので、その時に定期受診の必要性、医療機関にかかることへの必要性というのも説明をさせていただくことが大事かと思って勧めておりますが、ただ、窓口の面接が全数できておりませんので、そこは本当に、書いたもので啓発ということになると思います。

(小笠原委員)

書いたものを理解できない人達が、やはり、いらっしゃると思うので、その支援について協力機関とかというものも増やしていただきながら、健康な子どもさんが育っていくようなかたちのものをお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

(井上委員)

母子手帳の交付 100%達成率と。出生数と 100%になっているかどうかというところをちょっとお聞かせいただければと。

(母子保健課 山本課長補佐)

母子保健手帳交付は出生数に対して 100%ですが、中には母子健康手帳は普通、出産前に交付するものですが、年に数件、昨年度は1件でしたけれども、出産後に母子健康手帳を交付、いわゆる妊婦健診を一度も受けずに出産という事例もございました。ただ、健康手帳は出しております。

(有田会長)

それは生まれてからわかって交付ということなんですか。

(母子保健課 山本課長補佐)

結局、生まれるまでは一度も受診していなくて出産のために医療機関にかかって、病院

から連絡があって出産後に手帳交付という。

(井上委員)

そういう方には、やはりフォローも入れていくようなかたちになるんですか。

(母子保健課 山本課長補佐)

そういう方に関しましては、養育状況の確認とかしております。

(吉川委員)

1人平均14回のうち11.4回行かれているといますけれども、結局14回ほとんど行っている人と、そうでない人があって、その数字に大体なっているのでしょうか。

(母子保健課 山本課長補佐)

おおかたの方が10回以上は受けておりますので、一度も受けてない方ということについては、少ないです。

すみません。1人平均は11.7回です。ごめんなさい。

ご質問がありましたように、平均ですけれども、大体の方は10回以上受けておいでるかなと思います。さっき言ったように1回も受けていない方は極端に少ないですけれども、何回の方が何人というのはとっておりませんけれども、そんなに、すぐくばらつきがあるということではなく、数の少ない人は少ないと。

(吉川委員)

何が言いたいかというと、今、県が健診を、健診というのは、赤ちゃんの乳児健診とか1歳半とか3歳の健診率がものすごく上がってきたんですね。それは働きかけでものすごく上がってきて、全国平均に近づいてきている。高知というのは、なかなか、そういう予防注射もできなくて、健診も受けないという状態で、今度、妊婦健診について、何か皆さんも言われたように、働きかけができれば、その意識付けはそうなんですけど、もっと細かく、行っていない人が早く捉えられて、その人には働きかけるというような、妊娠中にそういうことができるようにしないと問題の人は、なかなか受診しない、健診に行かれないんじゃないかという気がしているので、何か良い方法はないですかね。

(母子保健課 山本課長補佐)

母子保健課ですけれども、高知市も27年度から妊娠届出時の面接というのを開始しまして、ただ、先ほども申しましたように、今、全部の届出のうちの30%から35%位の方にしか面接ができておりません。

と申しますのは、母子健康手帳の交付、地域の窓口センターでもできますので、そこに

はまだ専門職がおりませんので、そういう状況になっております。

妊娠届出の時に面接ができますと、その方の家庭状況とか、それから、妊娠に対する思いなど、そういうのも聞けますので、そういうところから、この人、ちゃんと健診に行けるかどうかというのを少し判断をするわけですけれども、そこで、もしかしたら、ちょっと途絶えるかもしれないなというように思われる方については、妊娠中からの支援というのをやっていくように、今、しておりますが、全数ではないというところで、その全数面接というのは目指していきたいとは考えております。

(吉川委員)

本当に面接、大切だと思うんですね。でも、人が足らなくてなかなかできないとすれば、書面でチェックリストを作っておいて、それで一応皆の状況は把握できるようなことをすると。そうすると、チェックリストで、赤ちゃんの虐待のチェックリストもあると思うんですけど、そういうのを作ってやってみると、あと残りの65~70%の人について評価できるんじゃないかという気がするんですけど、いかがでしょう。

(母子保健課 山本課長補佐)

今、妊娠届出書の方が本当に簡単に、予定日とかかかっている医療機関とかだけを書くようになっておまして、吉川先生がおっしゃっていただきましたような、少し評価ができるようなアンケートみたいなものが加えられると非常に良いかというふうには考えておまして、今ちょっと検討しているところでございますので、実現させたいと思います。

(中西委員)

ちょっと意見の中に書かせていただいたんですが、ある市で、今まで単純に交付していたのを保健師が全部やることによって、例えば帽子を深々と被って部屋に入って来るんですね。サングラスをかけてくるとか。それから、お父さんの名前のところになるとペンが止まるというような、やはり専門家が見ると、そのところで、あれっと思った人をチェックしておいて、何年かすると、必ずその人が、あ、あの時の人だということが出てくるという。

今、虐待1人やると、800万円公費が要ると言われていますので、そういう意味では部長が大変なことになると思うんですが。これ今、30%ですが、リストを作るとか、研修なんかをやって、チェックリストの見方だとか、ちょっとこの人は気を付けるとか、全然書面に出てこないところでの、本当は書く必要ないんだけど欄外に書いておくんですね。帽子を被って脱がなかったとか、ペンが止まったと書いておくと、やはり、そこを保健師が見て、あ、これ少しおかしいねということでやると、必ず何年かした時に出てくるということがありますので、是非そのへんも。

大きい市ですので大変だと思うんですが、ちょっとそこで30が50、60になるように、

いかなければ、そういうチェックリストとか健診とか、そういうのができればありがたいかなと思います。すみません。追い討ちをかけてしまって。

(有田会長)

今、意見が、良いアイデアだったと思うんです。本当に健診の回数が少ないならハイリスクな赤ちゃんができるということは目に見えているわけですので、もっと100%に上げていくことを考えていくと、本来だったら色んな、地域であったり、家族であったり、あるいは友人であったり、コミュニケーションの中でできていくことがたくさんありますけど、それが今、できにくくなっているのです、そういう意味で、この専門職の方達がきちんと見ていかれるような手続きができていくものがあると、本当にうまくいくと思いますので、そういう仕組みとか、面接の方がメモをとっていくのは、是非前向きにご検討をお願いいたします。

ほかにありませんか。

(新谷委員)

健診を受けられない方というのを聞いて、ちょっと私、驚いてしまったんですけども、未成年の方、いらっしゃるんですか。未成年というか高校生とか。そういう方もいらっしゃるんですか。

(母子保健課 山本課長補佐)

妊娠届を出される方の若年、19歳以下の方は、高知市は割合が高いです。ちょっとパーセントはあれですけど。全国の割合に比べて高くなっているかと思います。

そういう方の中には、やはり、届出がかなり遅くなるとかいう方もおいでます。ただ、健診につきましては、何とか受けられているかなというところはあるんですけど、届出は遅い方が多いかなという感じがしています。

(新谷委員)

私も娘がいるので、親が気付かない場合もあると思うんですけども、やはり、親に打ち明けられないこと、妊娠してしまったことを打ち明けられなくて、ずっとおなかが大きくなるまで言えなかったという話も過去に聞いたこともあったりとか。

だから、やはり、性教育の段階で、困った時の相談窓口みたいなところを、高知市はこういうところがありますよっていうのを、電話でも相談できるようなところを作ったらどうかなと思ったりもしました。

(有田会長)

少子化を止めていく、元気な赤ちゃんが増えていくというところにおいては、色んなと

ころのアイデアがいますと思いますけど、どこのところであまく、高知市の場合は動いていくのかというところのご検討を是非お願いしたいと思います。

他にございませんか。

なければ、次の乳児家庭全戸訪問事業につきましてお願いいたします。

(母子保健課 山本課長補佐)

資料6 ページのほうをお願いいたします。

こちらのほうも国の手引書には算出方法の記載が無いので、本市独自の方法により算出しています。量の見込みは、算出内容に記載のとおり、平成28年度の乳児家庭全戸訪問事業の対象者数を量の見込みといたします。

こちらにも計画策定当初の事業対象者数が2,813でしたが、出生数が年々減少していることから平成28年度の実態にあわせて見直しをしたものです。

対象者に対する訪問の割合は平成27年度で98.3%、平成28年度は97.6%となっております。生後4ヶ月までに乳児のいる家庭を訪問することにより、この事業は、子育て家庭の孤立化を防ぐということを目的としておりますので、この事業を活用しまして、今後も乳児のいる家庭の全戸訪問に努めたいというふうに思っております。以上です。

(有田会長)

ただいまのことにつきまして、ご質問、ご意見ございませんか。

(吉川委員)

すごいですね。97.6%までされていると。それで、その1回の訪問時間というのは、大体どれぐらいなのかということと、拒否するような人もいないのかとか、そのあたりの実態を教えていただきたいんです。

(母子保健課 山本課長補佐)

1回の訪問時間は、それぞれの状況によって異なりますけど、大体1時間くらい、長い方だと2時間くらいお家のほうで訪問員が滞在しています。それから、拒否する方、この訪問できた方以外の数になるかと思いますが、全く拒否というよりかは、2人目、3人目なのでいいですという方とか、それから、もう仕事に行き始めましたとかいう方もおいでますし、間もなく市外へ転出なのでというような、市外に出られる方は転出される先に連絡はいたします。

どうしても会えないという方は、今年度、4月以降は、まだ1人もおりません。という状況です。ただ、もし、今までもどうしても会えない、訪問できない方もおいでましたけれども、その方は、予防接種を受けているかどうかとか、そういうふうに、あとを保健コードを見まして、どうしてもその確認ができないようであれば、何回か訪問を繰り返す

というような対応はしています。

(吉川委員)

これ、ずっと始めてですね、家庭の色々な問題が出てきて、それが、その問題を解決するとか、そこで解決することも多いので、できることもあるんでしょうけど、そういう問題点の抽出とか、その対応策を、どんどん訪問する方のレベルをあちこちするのに受け継いでいく、そういうようなことをまとめたようなものは作っていているところはあるんでしょうか。

(有田会長)

全戸訪問について、そういう調査結果みたいなものを。

(吉川委員)

どのように全戸訪問を効率よくうまくやっていくかというための、それぞれの問題が、この方、こんな問題が起こったということで、今度はこういう対応も話していこうとか、皆が同じようにある程度話していくと。そして、問題に対する対応力をそれぞれの人が上げるというようなことはやられていますか。

(母子保健課 山本課長補佐)

それをまとめたりとかというのはできていないですけれども、ただ、訪問員さんが正職員だけでなく、訪問員という方、ここに書いてありますけど、23名いるんですけれども、毎月2回ミーティングというかたちで集まっております。その中で、必要によりましては情報共有をしたりとか新しい情報を提供したりとか、あるいは保健師とやりとりをする中でこういうふうにしたらいいか、こうしたほうが良かったとかいうのを出していただいて、それをまた皆で共有するというようなことはやっておりますが、まとめて何かというのはできておりません。

(吉川委員)

わかりました。それ、すごくいいと思うんです。

というのは、こども救急ダイヤルというのをやっています、そこで電話で答える人も同じようなことをやっているんですね。それで、どういう相談があってということ、相談員が集まってやると。そして、それを残していくんですね。そういうことを読むことによって、新しい人が入って来ても、こういうことにはこういう対応をするんだというのが、もうレベルがどんどん上がっていくということになっていると。時々、何かその相談員の方が自分勝手なことを言われてですね、私も、それはおかしいんじゃないかというようなことを外来で言われることがあるものなので、そういう質問をさせていただきました。

(有田会長)

保護者の方には、本当にすごるところって、きっと保健師さんなんだと思いますので、そういう意味でマニュアルではないんだけど、きちんと正確な情報が伝わっていかれるように、何かそういうふうなものなんですけれども。

そういう意味では、保育現場なんかでも、そういうふうなものはあるんじゃないですか。

(桑尾委員)

ちょっと私も、この乳児の訪問の事業を聞いて驚いたんですけども、保育園の場合は、直接、親子の話をするという機会がありますので、その時その時に親の家庭の状況なんかを聞くことができます。

でも、やはり、先ほども吉川先生もおっしゃったように、職員がそれぞれが違うことを言っはいけないので、そういうところは注意して、お母さん方と話をすることは気をつけていますけれども、やはり、小さなお子さんをもつお母さん方はたくさん色々相談したいという部分もありますし、こちらから問いかけないと言ってくれない部分もあるので、ちょっと難しいなどは思っておりますので、こういう事業があるのをちょっとびっくりもしましたけれども、職員とまたこういうことを話して共有していかなければと、ちょっと今、思ったことでした。

(有田会長)

民生委員さんの中屋委員さん、どうですか。

(中屋委員)

話す機会を与えていただいてありがとうございます。

私は、保健師さんと常に情報交換をしております、緊急の場合には一緒に訪問をさせていただいております。そういう場合でも、事前に、ここのおうちはこういうことに気をつけていきたいという保健師さんとの打ち合わせを事前にして、お伺いして、どちらかが話すわけですが、保健師さんのほうが先に話をされて、内容等の確認をしまして、またそれを持ち帰って、ここはこうであったね、ああであったねという話をして、今度行く時には、じゃあ、ここを注意して、この部分を聞いていきたいというふうな話をしてから出かけていきます。

ですので、保健師さんが、すごいスキルをたくさん持っていますので、私としては、この訪問がありがたいなと思っております。是非 100%になるように頑張りたいと思います。

(有田会長)

他にご意見、ありませんか。

(伊野部委員)

私の子どもも昨年お世話になった2,570人分の3が私の子どもでございまして、本当に
お世話になったので。成長曲線とかで自分の子がどのへんにいるのかというのを懇切丁寧
に教えていただいて、非常にありがたかったということです。以上です。

(有田会長)

というように、本当に子育て家庭を取り囲む、周りにはたくさんの専門機関があるわけ
です。そこが連携をしていくと、そこどころが本当に内容が充実すると思いますの
で、うまく関わっていかれるような、医療であったり、保健師さんであったり、民生委員
さんであったり、保育現場であったりとか、あるいは地域の方達とか、色んな方達がつな
がっていかれるような、そういう仕組みづくりが高知市のほうで無いと、子ども達、それ
から、子育て家庭の保護者の方も自分の子どもさんをしっかり見ていく状況ができないと
思いますので、今、出て来た意見、本当に色んな方達がつながっていることは、とても素
晴らしいと思いますので、そういう仕組みづくりを是非お願いいたします。

他にご意見、ご質問ございませんか。

(芝委員)

ちょっと、今日の話、全般的に聞かせてもらって感じたことをお話させてもらいたいと思
いまして。

我々経営者協会も色々な事業をやっています、就職支援とかいう事業をやっています
で、そういう方達に色々情報発信をしているわけですけど、なかなか、今の人は紙切れを
出してもなかなか見てくれないというのがあって、どういう方法で、色んな制度を取り組
んでおるとこのことを知ってもらうかという方法を我々も模索しておるところです。

要は、今の若い人達は、自分が欲しい情報を自分がパソコンとかで、自分が取りにいく
というところが結構大きいようにも聞きますので、そういうところでヒットするとか、先
ほどの話で言うと、母子手帳を作る時にメールでコンタクトをとれるような登録をして
もらうとか、何かそういう感じでとか、電話じゃない方法です、ちょっと検討をいた
だいて、少しでもお互いに、やりとりなり、相手さん、住民の方が自分が取りたい時に見に
行けるようなことでつながりがもてるようなことも是非考えていただいたら、いいんじ
ゃないかと。我々、年配の者が考える方策では全然いけないと。

この前も、高校の先生も高校生と話をする中でも、それでも、まだ私達ではわからない
コンタクトの取り方があるとかいう話をされていまして、色々あると思いますので、
是非研究いただいて、より良い方向になるように、ご検討よろしく申し上げます。

(有田会長)

新しい取り組みの中で本当に素晴らしいものもありますけれども、なかなか、そのこと

を市民の方達に十分に周知できていないことがたくさんあると思いますので、今までの方法だけではなかなか届かないところもあると思うので、色んなやり方を是非模索していただきまして、この新しい制度が充実していくようなかたちがとれることをよろしく願います。

ほかにありませんでしょうか。

(齊藤委員)

会の中でですね、問題点の抽出であるとか、その対応について、もうちょっと見えるようにしてほしいというところがあったと思うんですけども、やはり、その続きで、結果、もう3年目になりますので、どのような結果になっていたのかというところをもうちょっと知りたいなというふうに思いました。

大きい目標があって、こういうのをやっていますというところに対するところもそうなんですけれども、例えば子ども達の学力がこれほど上がりました、ここは下がりましたであるとか。大きいことと言えば、就業率が上がるとか出生率がどうか。

もちろん、これだけのことじゃないんですけども、結果が見えれば、そこそこ市民なり県民なり必要性がわかってくると思いますので、ひょっと、次ぐらいから、わかるような結果、色んな複雑に絡み合うとは思いますが、結果が見えれば、もうちょっとわかりやすいかなと思ってお願いしたいと思います。

(有田会長)

この子ども・子育て支援会議を始めたころから、なかなか中身がわからない、一体どういうものがあるのかわからないというところが、実はたくさんありましたので、何か具体的に見えてくるものがあると、そこを糸口にしていきながら、話が深まっていったり、あるいは色んなことに広がっていくと思いますので、次回のところで何か出していただくのがあれば、どうかよろしく願います。

他にないでしょうか。

(中田委員)

今日の見直しの部分とは直接関係ないかもしれないんですが、学校教育という部分と子ども・子育て支援という大枠の部分では、すごく大切な問題があって、それは児童の虐待という部分があると思います。

学校においても、やはり児童の虐待の問題というのは、非常に対応を迫られている問題で、高知市においてもこども家庭支援センターとか、県においては児相とかあると思うんですけども、そういうものが施策の中に、計画の中に、どういうふうに対応策として反映されているのかということと、もう一点は、やはり、大切な課題としては、障害のある子どもさんへの支援というもの。あるいは、障害のある子どもさんの親御さんへの支援と

いう部分というものが非常に大事な部分にもなってくると思うんですけども、そういった個別の部分にもなるのかもしれないんですけど、この間いただいたパンフの中では重点施策の中にも入っていますので、直接、今日の見直しとは関係ないかもしれないんですけど、どういう施策が盛り込まれているのかということをお話いただければありがたいんですが、かまいませんか。

(こども未来部 山川部長)

ありがとうございました。

本日、中間見直しの一部分だけの数値のお話しでしたので、非常にわかりにくかったかと思えます。

3年前に計画いたしました子ども・子育て支援事業計画の中では、重点項目もかまえ、それぞれ施策を列挙しております。その内容の報告につきましては、年に1回、直近でしたら、2月の支援会議の中で実施状況の報告でありますとか現状の結果の報告をさせていただきました。

のちほど、次の予定を申し上げるようになっておりますけれども、年度末近くに次回の会議を開く予定にしておりますが、その時点では、今年度、その時点での実施報告、状況報告、数値的なものを含めまして報告をさせていただきます。

施策の体系の中には、今、おっしゃっていただきました障害者に関する障害児支援の充実というものを重点施策にとりあげておりますし、児童虐待の発生予防というものも重点施策にとりあげています。その中で、それぞれ細かい事業はいくつも重なって重複してやっておりますので、特に重点施策の部分を中心に今度、年度末に報告させていただく準備をしておりますので、また、よろしく申し上げます。

(有田会長)

ほかに、ご意見、ご質問ございませんか。

なければ、子ども・子育て支援会議として答申内容を決定したいと思いますが、会議の中でたくさんご意見いただきました。その意見がありましたことにつきましては、そのこともふまえて事務局のほうで整理をしていただきまして、その結果につきましては、会長、副会長で確認していきたいと思っておりますので、とりあえず、今日、諮問第1号高知市における量の見込みおよび量の見込みに対する確保方策見直し案のとおり見直しをすることについて異議のない方は挙手をお願いします。

▲▲▲ (全員挙手) ▲▲▲

全員一致で承認されました。

なお、今、申しましたようにたくさん意見が出ましたので、そのことをふまえて見

直しがあることにつきましては、会長と副会長のほうにいただくというところをお願いしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

全ての議事が終わりましたので、委員の皆様、本当に活発な意見をありがとうございました。それでは、事務局のほうにお返しします。よろしくお願ひいたします。

(子育て給付課 中屋課長)

委員の皆様、大変ありがとうございました。

事務局から平成29年度の今後の予定について連絡をさせていただきます。

次回の子ども・子育て支援会議は、来年の1月頃に、子ども・子育て支援事業計画の実施状況報告及び変更案の審議を予定しております。

委員の皆様には、会議への出席につきまして今後ともご配慮いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

以上をもちまして、平成29年度第1回高知市子ども・子育て支援会議を終了させていただきます。有田会長様はじめ委員の皆様、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰りください。

▲▲▲ (終了) ▲▲▲